

○東大阪市文化財保護条例

昭和47年11月15日東大阪市条例第30号

改正

平成4年3月31日条例第3号
平成17年1月21日条例第16号
令和元年12月26日条例第27号
令和3年3月30日条例第13号

東大阪市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に所在する文化財のうち、国又は府の指定するものを除き、市にとって重要なものを保存し、又はその活用を図り、もって市民の教育文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(市民、所有者等の心構え)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに、文化的活用に協力しなければならない。

2 市長は、この条例の執行にあたっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 市長は、市内に所在する文化財のうち、国又は府が指定したものを除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを市の文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定を行おうとするときは、あらかじめその所有者及び権原に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により無形文化財の指定を行うに当たっては、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定を行う場合には、あらかじめ東大阪市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(解除)

第5条 指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 指定文化財が国又は府の文化財に指定されたときは、前条の指定は、解除されたものとする。

3 無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

(公示等)

第6条 市長は、前2条の規定により文化財の指定をし、若しくは解除したとき又は保持者を認定し、若しくは解除したときは、その旨を公示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

(管理義務)

第7条 所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び市長の指示等に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代って当該指定文化財を管理する者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

(届出事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 所有者等又は管理責任者がその氏名、名称又は住所を変更したとき。所有者等又は管理責任者

(2) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗難にかかったとき。所有者等(管理責任者がある場合はその者)

(3) 所有者を変更しようとするとき。所有者

(4) 管理責任者を変更したとき。所有者等

(5) 所在を変更しようとするとき。所有者等

(6) 無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当となったとき。相続人又は保持者

(承認事項)

第9条 所有者等又は管理責任者は、指定文化財について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 現状を変更しようとするとき。

(2) 修理をしようとするとき。

(3) 指定文化財の保存管理に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

2 市長は、前項の承認を与える場合において、その承認の条件として必要な指示をすることができる。

(指示又は勧告)

第10条 市長は、指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者等又は管理責任者に対して必要な指示又は勧告をすることができる。

(調査、報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、所有者等(管理責任者がある場合はその者)の同意を得て指定文化財を調査し、又はその現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第12条 市は、必要があると認めるときは、指定文化財の管理又は修理について所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 市長は、前項の補助金を交付する場合において、条件を付けることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(公開)

第14条 市長は、所有者等に対し、市長が行う公開の用に供するため、期間を限って、その文化財を出品するよう求めることができる。

2 市長は、所有者等に対し、期間を限って、その文化財を公開するよう求めることができる。

3 前2項の規定により出品又は公開したことに起因してその文化財が滅失し、又はき損したときは、市長は、所有者等に対して通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

第15条 所有者等以外の個人又は団体が指定文化財を公開しようとするとき、又は調査をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として必要な指示をすることができる。

(埋蔵文化財)

第16条 何人も宅地の造成、土地の開こん等により埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)を発見したときは、その文化財が貴重な遺産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、文化財を包蔵することが明らかな土地の保存に努めなければならない。

第17条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木建築等の工事を行おうとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、市長は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。

第18条 何人も土木建築等の工事その他の行為により、埋蔵文化財を発見したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出があった場合に準用する。

(東大阪市文化財保護審議会)

第19条 法第190条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、東大阪市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、文化財に関して学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第21条 指定文化財のうち、有形文化財又は記念物を汚損し、損壊し、廃棄し、若しくは隠匿した者又は衰亡するに至らしめた者は、50,000円以下の罰金又は科料に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第3号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月21日条例第16号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月26日条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。